
宗像市水防計画

—平成27年度—



MUNAKATA

宗像市水防協議会

目 次

◆第1章 総則.....	1
第1 目的.....	1
第2 水防の責任.....	1
◆第2章 水防組織.....	3
第1 水防本部の機構.....	3
第2 配備の基準.....	5
第3 配備態勢.....	6
第4 水防本部.....	6
◆第3章 水防活動.....	7
第1 動員配備態勢.....	7
第2 水防本部各班の出動.....	7
◆第4章 連絡通報体制.....	8
第1 水防連絡通報系統.....	8
第2 気象予報及び水防警報の連絡通報.....	9
第3 水防警報等.....	9
第4 雨量及び水位の通報.....	10
第5 決壊等の通報.....	11
第6 水防に関する広報.....	11
◆第5章 重要水防箇所.....	11
◆第6章 自衛隊及び警察官の出動要請.....	12
第1 自衛隊の災害派遣要請.....	12
第2 警察官の出動要請.....	12
◆第7章 水防施設及び資機材.....	13
第1 水防倉庫.....	13
第2 資機材の管理及び要請.....	13
◆第8章 水防標識.....	14
第1 緊急通行標識.....	14
第2 優先通行車両標識.....	14
◆第9章 立退きの指示及び避難勧告・指示の伝達.....	14
第1 立退きの指示.....	14
第2 避難勧告・指示の伝達.....	14
◆第10章 水防協議会.....	14
◇参考資料.....	15
別表1 重要水防箇所（河川・海岸）.....	16
別表2 宗像市水防本部の事務分担表.....	17
別表3 指定避難所.....	20
別表4 指定緊急避難場所.....	21
別表5 福祉避難所.....	22
別紙6 各種防災協定.....	23
別表7 指定避難所別備蓄品リスト.....	26
別表8 宗像市消防団役員名簿.....	31
別紙1 宗像市職員の心得.....	32
別紙2 宗像市水防協議会設置条例.....	33
別紙3 宗像市水防協議会委員名簿.....	34

第1章 総則

第1 目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、宗像市域の水防計画を作成し、水防上必要な水防組織、重要水防区域、水位、通信連絡、水防施設の管理、水防活動並びに水防器具、資材の整備、運用等について定め、市域の河川・海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 水防の責任

市は、水防法第3条に定めるところに従い、水防管理団体として、水防組織、水防施設、器具及び資材の整備を図るとともに、その区域における水防を十分に果たさなければならない。

■水防責任とその内容

責任者	事 項	内 容	水防法
市	市の水防責任	○ 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。	第3条
市防災会議	浸水想定区域における避難確保措置	○ 市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 1. 洪水予報及び避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）到達情報の伝達方法 2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 3. 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ○ 市防災会議は、前項第3号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	第15条第1項 第15条第2項
市長	水位の通報及び公表	○ 県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。	第12条第1項
	浸水想定区域における避難確保措置	○ 浸水想定区域について、市地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。	第15条第4項
	消防団及び消防機関の出動	○ 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。	第17条
	立退きの指示	○ 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 ○ 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	第29条
気象庁長官 (福岡管区 気象台長)	洪水予報 (宗像市該当なし)	○ 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第10条第1項

責任者	事 項	内 容	水防法
国土交通大臣 (宗像市該当なし)	国の機関が行う洪水予報	○ 国土交通大臣は、指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第10条第2項
	国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知	○ 国土交通大臣は、指定した河川について、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第13条第1項
	浸水想定区域	○ 国土交通大臣は、指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。	第14条第1項
		○ 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにするものとする。	第14条第2項
		○ 国土交通大臣は、浸水想定区域を指定したときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知しなければならない。	第14条第3項
	水防警報	○ 国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報をしなければならない。	第16条第1項
		○ 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県知事に通知しなければならない。	第16条第2項
		○ 国土交通大臣、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。	第16条第4項
県	県の水防責任	○ 県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。	第3条の6
県知事	国の機関が行う洪水予報 (宗像市該当なし)	○ 県知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。	第10条第3項
	県知事が行う洪水予報 (宗像市該当なし)	○ 県知事は、指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第11条第1項
		○ 県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。	第11条第2項
	県知事が行う水位情報の通知及び周知	○ 県知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第13条第2項
		○ 県知事は、指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。	第14条第1項
		○ 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにするものとする。	第14条第2項
		○ 県知事は、浸水想定区域を指定したときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知しなければならない。	第14条第3項

責任者	事 項	内 容	水防法
	水防警報	○ 県知事は、河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。	第16条第1項
		○ 県知事は、水防警報をしたとき、又は国土交通大臣から水防警報の通知を受けたときは、県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。	第16条第3項
		○ 県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。	第16条第4項
警察官	警察官の援助	○ 水防管理者から水防のため必要な出動援助の依頼（警察署長に対して）があったときは、警察官は協力する。	第22条
電気通信事業者	水防通信	○ 電気通信事業者は、国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、消防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が水防上緊急を要する通信が必要なとき、その事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することに協力しなければならない。	第27条
地下街等の所有者又は管理者	浸水想定区域における避難確保措置	○ 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。	第15条第3項
市民	居住者等の水防義務	○ 水防管理者、消防団長又は消防機関の長から要請があった場合、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防に従事させることができる。	第24条

※報道機関：放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関

※量水標管理者：量水標等の管理者

※地下街等：地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設

第2章 水防組織

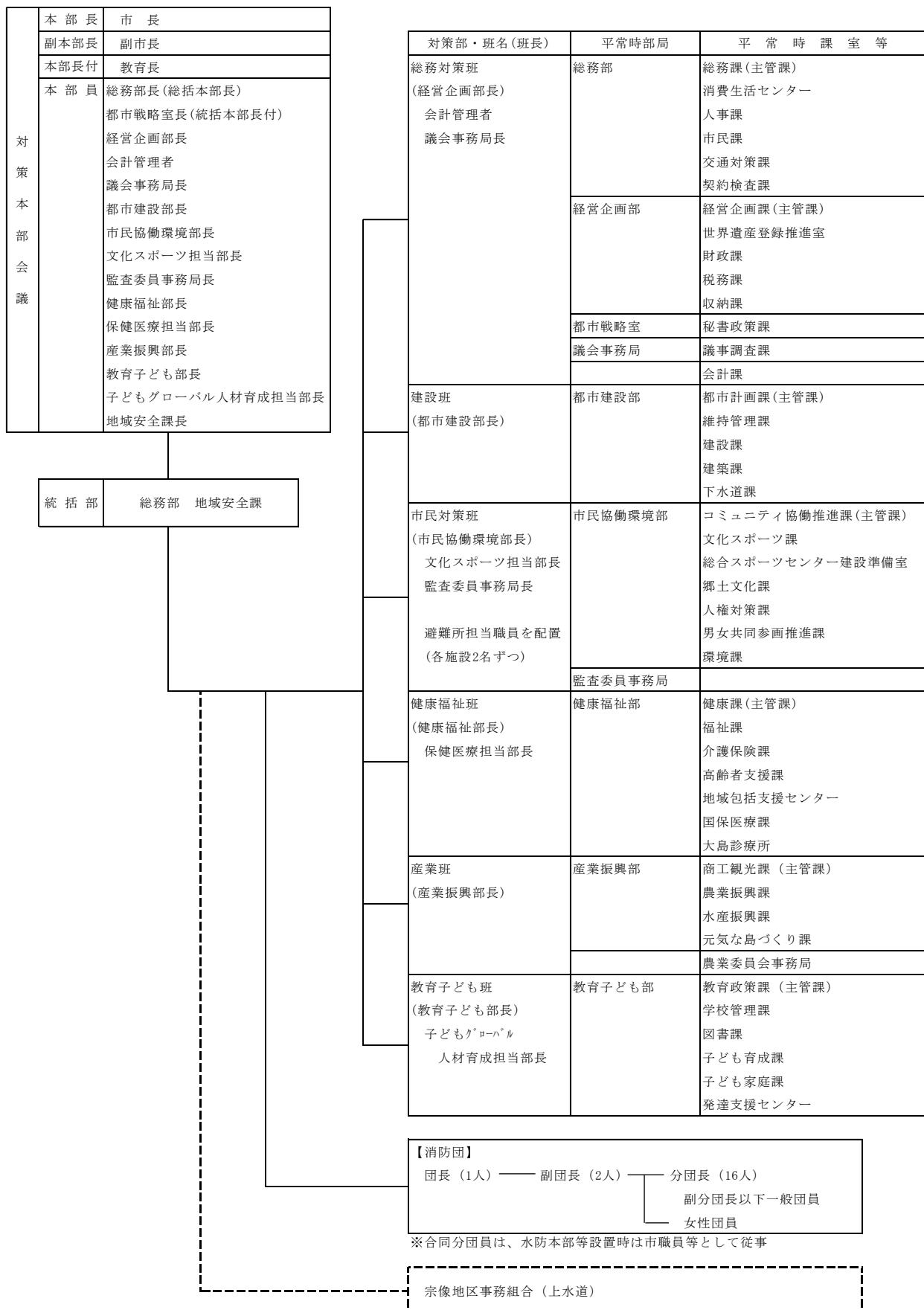
第1 水防本部の機構

市は、水防警報（水防法第16条の3）等の通知を受け、水防活動の必要が生じたときは、公共の安全を保持するため、洪水、高潮等に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するなど、危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて、府内に水防本部を設置するものとし、事務局を地域安全課内に置く。（組織については4ページ「宗像市水防本部（兼災害対策本部）組織図」を参照）

ただし、宗像市災害対策本部条例（平成15年4月1日条例第14号）に定める宗像市災害対策本部が設置された場合は、水防本部をその組織に編入する。

宗像市水防本部（兼災害対策本部）の組織図

(平成 27 年 4 月現在)



第2 配備の基準

水害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■職員配備基準【風水害】

配備区分	配 備 基 準	活 動 内 容	配 備 要 員
警戒配備 (警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●宗像市に、大雨、洪水、暴風(海上除く)、高潮等の警報が発表された場合 ●その他総務部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 	警戒配備要員 <ul style="list-style-type: none"> ・地域安全課〔防災担当職員若干名〕 ・元気な島づくり課〔課長〕 ・その他必要人員
第1配備 (警戒本部) 又は (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●宗像市に、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合、あるいは一部に被害が発生した場合 ●その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・河川水位の警戒 ・連絡調整 ・応急対策活動 	第1配備要員(上段の要員を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・全部長 ・都市戦略室長 ・地域安全課〔全員〕 ・総務課〔若干名〕・人事課〔若干名〕・財政課〔若干名〕 ・秘書政策課〔若干名〕・経営企画課〔若干名〕 ・元気な島づくり課〔若干名〕 ・コミュニケーション協働推進課コミュニケーション係〔若干名〕 ・文化スポーツ課〔若干名〕 ・維持管理課〔数名〕 ・農業振興課〔若干名〕 ・水産振興課〔若干名〕 ・交通対策課〔若干名〕 ・下水道課〔若干名〕 ・教育政策課〔若干名〕 ・子ども育成課〔若干名〕 ・その他各部必要人員 <p>(必要に応じ、避難所担当職員は各避難所へ)</p> ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)
第2配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●宗像市に、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、あるいは市内の数箇所で被害が発生した場合 ●その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・河川水位の警戒 ・連絡調整 ・市内の警戒巡視 ・被害情報の収集、把握 ・応急対策活動 	第2配備要員(上段の要員を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・全部長 ・各部主管課長〔全員〕 ・総務課〔全員〕・人事課〔全員〕・秘書政策課〔全員〕 ・元気な島づくり課〔全員〕 ・経営企画課〔若干名〕 ・世界遺産登録推進室〔若干名〕 ・財政課〔若干名〕・契約検査室〔若干名〕 ・税務課〔若干名〕・収納課〔若干名〕 ・会計課〔若干名〕 ・コミュニケーション協働推進課〔全員〕 ・文化・スポーツ課〔若干名〕 ・郷土文化課〔若干名〕 ・人権対策課〔若干名〕 ・男女共同参画推進課〔若干名〕 ・都市計画課〔数名〕・建築課〔数名〕・建設課〔数名〕 ・維持管理課〔全員〕 ・農業振興課〔全員〕・水産振興課〔全員〕 ・交通対策課〔若干名〕 ・下水道課〔全員〕 ・教育政策課〔若干名〕・学校管理課〔若干名〕 ・子ども育成課〔若干名〕 ・その他各部必要人員 <p>(必要に応じ、避難所担当職員は各避難所へ)</p> ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)
第3配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で多数の被害が発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合 ●その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動全般 	第3配備要員(上段の要員を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・各部の半数以上の職員 <p>(必要に応じ、避難所担当職員は各避難所へ)</p> ※消防団 ※宗像地区事務組合(上水道)
第4配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の全域に被害が発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合 ●その他本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動全般 	第4配備要員(上段の要員を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・職員全員

※1 上記配備基準による配備要員は、必要に応じて増減し、また、部内及び部間で応援態勢をとるものとする。

※2 市職員は、マスコミ報道、市緊急情報伝達システム、県防災メールまもるくん等から気象情報等を入手するとともに、可能な限り自宅で待機する。

※3 夜間・休日、大島在住職員(交通対策課及び大島診療所職員は除く。)は、統括部の指揮下に入る。

※4 交通対策課職員は、総務班指揮下に、大島診療所職員は、健康福祉班の指揮下に入る。ただし、被災状況によっては、統括部の指示により、それぞれ大島・地島全般の応急対応を支援する。

※5 各配備で参考する職員を各課等で予め決めておく。

※6 各部主管課長は、各部長をサポートする。

※7 夜間・休日に災害情報等が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じて防災担当職員が参考する。

第3 配備態勢

総務部長は、非常事態に備えて事前の配備の確保が必要であると認めた場合、警戒配備態勢をとる。
また、状況によって市長は、第1配備態勢以降の態勢を確保する。

■第1配備での活動

- 被害情報の収集及び分析をする。
- 県及び防災関係機関からの情報収集及び分析をする。
- 初期応急対策及び配備態勢を検討する。
- 待機した職員は、非常時連絡網の確認並びに関係課職員の緊急時動員体制を確立させる。

第4 水防本部

市長は、市内の全域あるいは一部の地域に水害が発生し、又は水害が発生するおそれがある場合において、水防推進のため緊急対策が必要であると認めた場合、水防本部を設置する。

1 水防本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部を設置又は廃止したときは、直ちに県知事へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。この場合、県知事への報告は宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）を経由する。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通 知 及 び 公 表 の 方 法
各 班	○全庁掲示板、庁内放送、一般電話、メール等
関 係 機 関	○防災行政無線(移動系)、一般電話、県防災行政無線等
市 民 等	○広報車、報道機関、県防災メール、緊急情報伝達システム（同報系防災行政無線含む）
報 道 機 関	○一般電話、口頭、文書等

2 出動の報告

本部長（市長）は、水防本部各班を出動させたときは、直ちに防災関係機関及び県知事に報告する。この場合、県知事への報告は宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）を経由する。

3 水防本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、水防本部を廃止する。

4 水防本部の分掌事務

水防本部の分掌事務は、「別表2-1 宗像市水防本部の事務分担表（17～19ページ）」のとおりである。
なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の指示により変更することがある。

5 水防本部の設置、指揮の権限

水防本部の設置及び指揮は、市長が行う。

市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で水防本部の指揮を代行する。

■代行順位

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

第3順位 地域安全課長

6 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員（班長）をもって組織し、会議の招集は原則として本部長が行う。各班長は、本部会議の開催を必要と認めるときは本部長に要請することができる。

■協議事項

- 災害応急対策の総合調整に関すること
- 県水防本部との協議に関すること
- 職員の動員・配備態勢に関すること
- 避難勧告等及び警戒区域の設定に関すること
- 関係機関への応援要請に関すること
- 応急対策に要する予算及び資金に関すること
- その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

第3章 水防活動

第1 動員配備態勢

本部長（市長）は、水防警報が発せられたとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防各班を出動させ水防活動配備につかせる。

また、所属職員を通常勤務から水防非常態勢への切換えを迅速かつ的確に行うとともに、事態に即応して勤務者を適宜交代休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動に配慮した配備とする。

第2 水防本部各班の出動

1 監視及び警戒

水防本部各班は、出動命令を受けたときから水防区域の監視、警備を厳にし、特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は直ちに本部長に報告するとともに水防活動を開始する。

2 非常警戒

消防団長は、団員に区域内を隨時巡視させ、河川堤防、その他水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに水防本部長に報告しなければならない。

3 警戒区域の設定

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。また、水防のためやむを得ない必要があるときは、居住者若しくは水防現場にいる者を水防活動に従事させることができる。

4 避難の指示・誘導

本部長（市長）は、住民の生命、財産に危険があると認めたときは、避難指示等を発する。

水防本部各班は、避難勧告・指示が発せられた場合、本部長が選定した指定避難所「別表3 指定避難所（20ページ）」を開設するとともに、避難者に対して適切な指示・誘導を行う。

また、本部長が指定した指定緊急避難場所「別表4 指定緊急避難場所（21ページ）」への適切な避難指示・誘導を行う。

5 重要公共施設の警戒

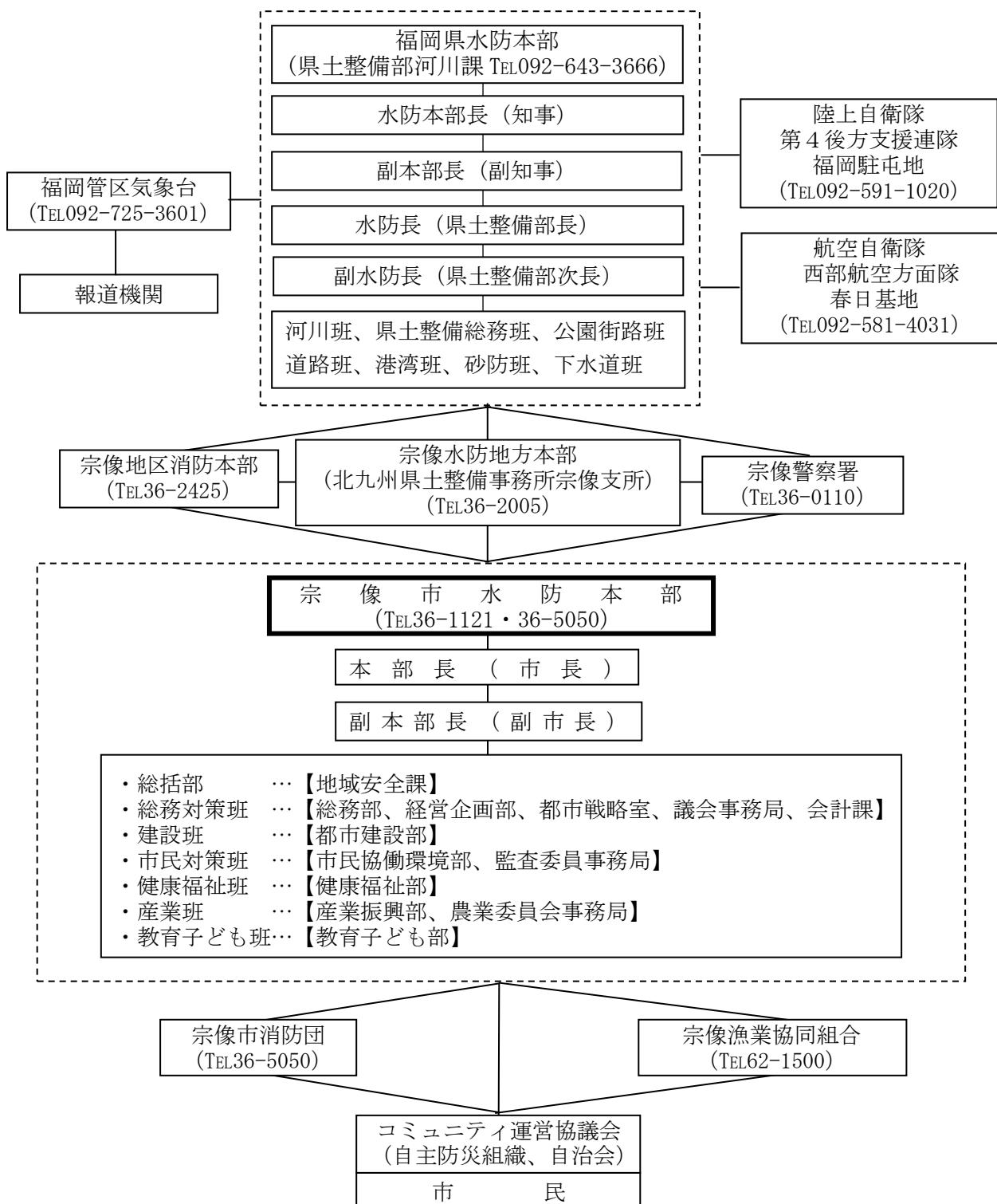
学校、その他市の重要公共施設の長は、それぞれの所属職員をもって警戒にあたり、水防上必要があると認めた場合、直ちに本部長に報告するとともに、必要な措置を講じる。

第4章 連絡通報体制

第1 水防連絡通報系統

水防本部を中心とした水防連絡通報系統は、次のとおりとする。

■水防連絡通報系統図 ■



第2 気象予報及び水防警報の連絡通報

水防本部は、気象予報及び水防警報を適確に收受し、状況に応じ迅速に市民及び関係団体へ連絡通報するものとする。

第3 水防警報等

1 水防警報の種類

県知事は、それぞれ指定する市域の河川（釣川、山田川、八並川）について洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の水防警報（水防法第16条）、水位情報（水防法第11条）を発する。

■水防警報の各段階の状況と指示事項など

段階	区分	状 態 況	市への指示等	指示の方法
第1	待機	はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達すると思われるとき	直ちに水防機関が出動できるよう待機すること	FAX 電話
第2	準備	はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）を突破すると思われるとき	情報連絡、水防資器材の確認、通信及び輸送の確保、出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの	FAX 電話
第3	出動	はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話
第4	警戒	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）を超える、災害の起こる恐れがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話
第5	解除	はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき	水防機関の出動態勢及び水防警報の解除	FAX 電話

注) 宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）の設置及び解除は、福岡県水防本部（県河川課）及び管内2市（宗像市、福津市）に対して伝達される。

2 水位情報

宗像水防地方本部からの水防警報等発令の根拠となる宗像市内の水防警報河川は、釣川、山田川、八並川の3河川で、水位の区分として水防団待機水位、はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）、はん濫危険水位がある。

■市内警戒河川における水位区分と避難基準

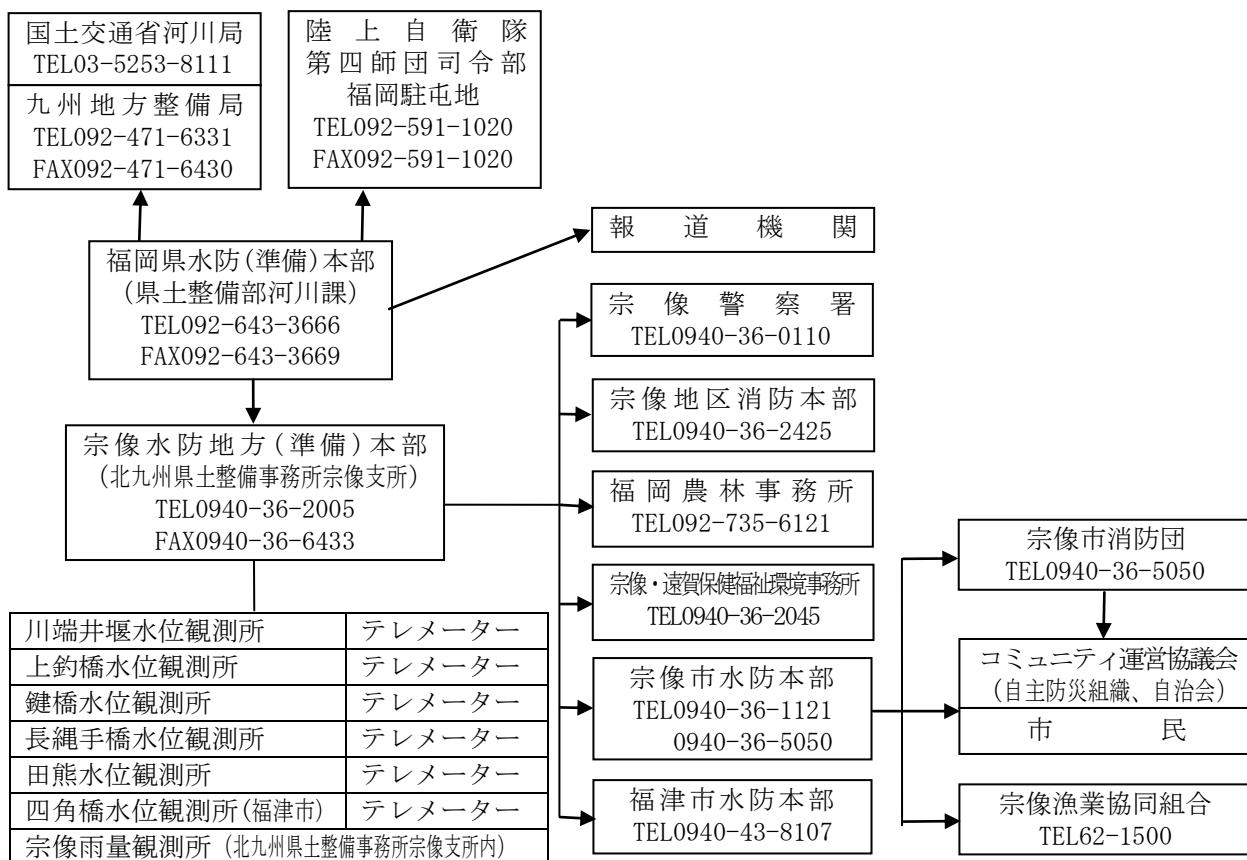
河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	避難準備情報	避難勧告	避難指示
釣川	川端井堰	深田	2.70	2.82	2.91	3.07	はん濫注意水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき	避難判断水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき	はん濫危険水位に到達し、破堤の恐れがあるとき
	上釣橋	河東	2.59	2.84	2.89	3.35			
	鍵橋	田久	2.66	2.92	2.97	3.41			
山田川	長綱手橋	須恵	1.51	1.72	1.78	1.92			
八並川	田熊	東郷	2.05	2.24	2.31	2.44			

※平成26年に鍵橋に「テレメーター」を設置。田久観測所を廃止し、鍵橋観測所として移設。

3 水防警報の伝達系統

宗像水防地方本部(北九州県土整備事務所宗像支所)は、宗像市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。水防管理者(市長)は、水防警報の通知を受けたときは、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防機関と連携し、水防配備体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

■連絡通信系統



第4 雨量及び水位の通報

1 通報基準

雨量及び水位については、北九州県土整備事務所宗像支所がテレメーター等による観測を行い、下記の出水時の水位、雨量の通報基準に基づき、宗像水防地方本部、水防関係機関に対して迅速、的確に連絡(通報)をする。

■通報基準

水位の通報	水防団待機水位を超えてから、水防団待機水位以下となるまで毎時観測し、通報する。
はん濫注意水位(水防法第12条で規定される警戒水位)の通報	はん濫注意水位(水防法第12条で規定される警戒水位)、はん濫危険水位を超えたときは直ちに、その旨を通報する。
雨量の通報	雨が降り始めてから50mmに達したときは、その時刻と降り始めた時刻を通報するものとし、その後は毎時ごとの観測値を通報する。 雨がやんだときは、その時刻と雨量を通報する。

■参考 (下記のホームページで雨量・水位の情報、気象情報・防災マップ等の防災情報を公開)

県河川防災情報ホームページ(県および国土交通省が観測している雨量・水位の情報を公開)

- ・パソコン版 ⇒ <http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/>
- ・携帯電話版 ⇒ <http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>

市防災ホームページ(気象情報・防災マップ等の防災情報を公開)

- ・市防災ホームページ ⇒ <http://www.munakata-bousai.jp/>

第5 決壊等の通報

堤防等決壊又はこれに準ずる危険な事態が発生した場合は、直ちに宗像水防地方本部及びはん濫のおそれがある方向の隣接水防管理団体に通報するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

第6 水防に関する広報

水防本部は、区域内の関係協力団体と連携し、水防の広報の実施を効果的に行うものとする。

また、市民の水防に対する認識を深めるとともに指示命令の伝達要領、水防信号、避難計画等必要な事項を周知徹底する。

■サイレン信号

種類	説明	サイレン信号			
第一信号	はん濫注意水位(水防法第12条で規定される警戒水位)に達したことを知らせるもの	(約5秒)	(約15秒)	(約5秒)	(約15秒)
第一信号	はん濫注意水位(水防法第12条で規定される警戒水位)に達したことを知らせるもの	○—	休止	○—	休止
第二信号	消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	(約5秒)	(約6秒)	(約5秒)	(約6秒)
第二信号	消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○—	休止	○—	休止
第三信号	市の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	(約10秒)	(約5秒)	(約10秒)	(約5秒)
第三信号	市の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	○—	休止	○—	休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	(約1分)	(約5秒)	(約1分)	(約5秒)
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	○—	休止	○—	休止

※信号は、適宜の時間継続すること。

※必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

※危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとすること。

第5章 重要水防箇所

重要水防箇所は、宗像市の地域に係る河川、湖沼の洪水又は海岸の高潮、土砂災害等の災害発生のおそれがあり、また過去の災害履歴により重点的に巡視、警戒を必要とする区域とする。「別表1 重要水防箇所 (16ページ)」を参照

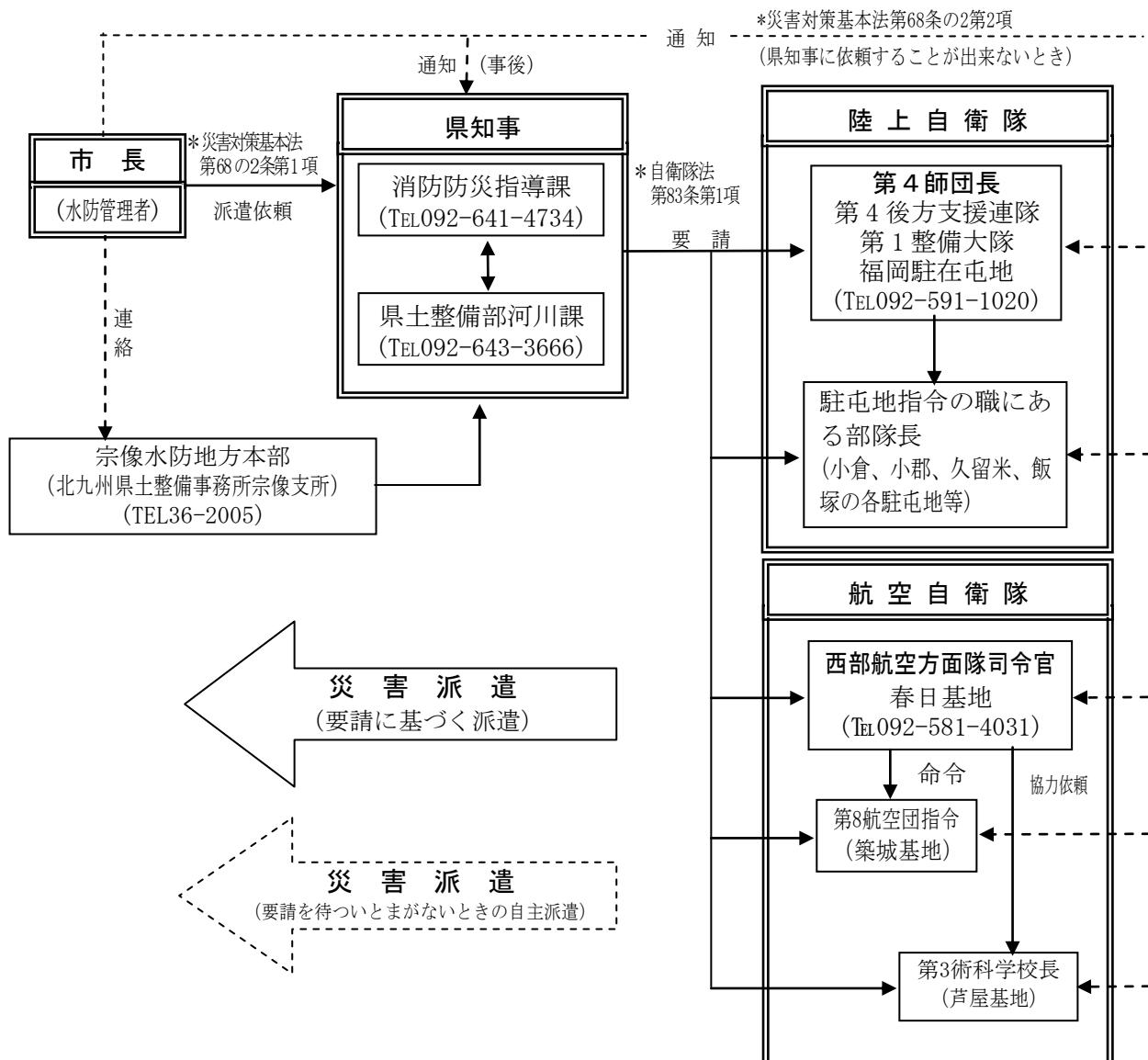
第6章 自衛隊及び警察官の出動要請

第1 自衛隊の災害派遣要請

市長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県知事（消防防災指導課）に要請依頼する。なお、事後速やかに依頼文を提出する。また、市長は、通信の途絶等により、知事に要請依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。（災害対策基本法68条の2及び自衛隊法第83条）

市長は、前述の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨の通知をする。

■災害派遣要請系統図■



第2 警察官の出動要請

水防法第22条の規定により、水防管理者は水防活動のため必要があると認めるときは、警察署長（宗像警察署）に対して、警察官の出動を求めることができる。

第7章 水防施設及び資機材

第1 水防倉庫

市水防倉庫の備蓄状況は、以下のとおりである。

■市水防倉庫の備蓄状況

(平成27年6月現在)

	水防倉庫名及び所在地				計	
	第一水防倉庫 勤労者体育センター	第二水防倉庫 宗像市役所	第三水防倉庫 城山中学校下	第四水防倉庫 大島行政センター		
水防機材	掛矢	6	16	4	12	38
	スコップ	12	32	6	6	56
	鋸	2	-	1	-	3
	斧	-	-	1	-	1
	鎌	2	-	2	-	4
	金槌	4	6	5	-	15
	ツルハシ	5	13	4	7	29
	手箕	10	10	7	-	27
	唐鍬	6	6	4	-	16
	ブルーシート	117	259	14	50	440
	カラーコーン	14	74	31	20	139
	コンパネ	10	17	16	30	73
水防資材	木杭	800	438	325	100	1,663
	土のう袋	1,000	2,114	2,660	500	6,274
	土のう	-	400	79	100	579
	水土のう	-	340	-	140	480

第2 資機材の管理及び要請

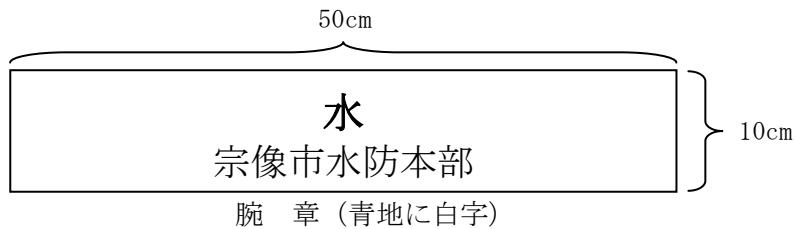
資機材の引渡しは管理責任者（総務部長）が行うが、消防団員等が非常の場合、やむを得ず許可なく使用した場合は、事後速やかに報告しなければならない。

市有の資機材でなお不足の場合は、県有水防資材の使用を北九州県土整備事務所宗像支所に対し要請を行う。また、「災害時における物資の供給に関する協定（24ページ）」及び「災害時における応急活動に関する協定（24ページ）」に基づき、協定先に対して資機材の供給について要請を行う。

第8章 水防標識

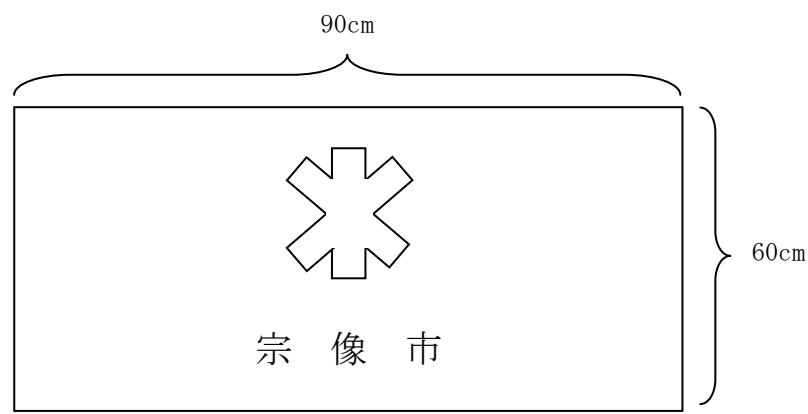
第1 緊急通行標識

水防活動に従事する職員が出動するときは、標識として次の腕章をつけるものとする。
ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。



第2 優先通行車両標識

水防法第18条の規定により、県知事が定める水防活動のため優先通行できる車両の標識は、次のとおりとする。



第9章 立退きの指示及び避難勧告・指示の伝達

第1 立退きの指示

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者は現地の状況に応じ適切な避難のための立退き、またはその準備の指示を行うものとする。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第2 避難勧告・指示の伝達

総括部は、避難勧告あるいは避難指示が発令された場合、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかにその伝達事項を防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接市民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくく災害時要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難勧告・指示の伝達方法及び伝達事項

担当・方法	総括部及び関係各班	緊急情報伝達システム、広報車、消防団、消防本部、警察等
	各施設管理者、自主防災組織等	緊急情報伝達システム、緊急速報・エリアメール、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	<input type="radio"/> 避難対象地域 <input type="radio"/> 避難勧告・指示の理由 <input type="radio"/> 避難先 <input type="radio"/> 注意事項（戸締まり、携行品等）	

第10章 水防協議会

水防法第33条第1項の規定に基づき、宗像市水防協議会を設置する。

宗像市水防協議会に関し必要な事項は、宗像市水防協議会設置条例による。「別紙2 宗像市水防協議会設置条例（33ページ）」、「別紙3 宗像市水防協議会委員名簿（34ページ）」参照」

参 考 资 料

別表1 重要水防箇所（河川・海岸）

【河川】

水系名	河川名	岸左右別	延長(m)	位 置			重要度	予想される事態
				市郡	大字	キロ杭位置		
釣川	山田川	左 右	950 1,000	宗像市	稻元	須恵橋上下流	A	溢水
釣川	山田川	左 右	800 110	宗像市	須恵	第一須恵橋上下流	B	溢水
釣川	山田川	右	100	宗像市	山田	第二須恵橋上流	B	溢水
釣川	山田川	左 右	800 800	宗像市	稻元	黒橋上流	B	溢水
釣川	横山川	左 右	1,350 1,350	宗像市	河東	福崎新橋上下流	C	溢水
釣川	大井川	左 右	420 420	宗像市	大井	榊丸橋下流	B	溢水
釣川	高瀬川	左 右	950 950	宗像市	原町	王丸橋上下流	B	溢水
釣川	八並川	右	1,000	宗像市	田熊	新田熊橋下流	B	溢水
合計	14カ所		11,000					

【海岸】

沿岸名	海岸名	担当水防 管理団体名	重要水防区域		重要度	予想され る事態
			延長(m)	地先名		
玄界灘	大島海岸	宗像市	360	宗像市大島	B	越波
玄界灘	江口海岸	宗像市	3,128	宗像市江口	B	侵食
合計	2カ所		3,488			

重要度について（河川・海岸共通）

水防上最も重要な区間	A	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり、甚大な被害が予想されるもの
次に重要な区間	B	背後地に家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの
その他重要な区間	C	背後地の農地（田畠等）に被害が予想されるもの

（福岡県水防計画 資料編より）

別表2-1 宗像市水防本部の事務分担表（その1）

水防本部の事務分担（その1）

対策班(部)名	所	属	分 担 作 業
各班（部） 共 通			1)風水害、土砂災害、地震等への警戒 2)部課内の動員調整、安否確認 3)各班（部）地域割り巡回調査【統括部除く】 4)所管施設の被害調査、応急対策、連絡調整 5)災害情報の収集、対応の取りまとめ、記録、報告 6)災害対策本部会議及び総務対策班への報告（情報の取りまとめ） 7)所管事項に関連する民間事業者への協力要請 8)災害対策本部内の相互応援 9)その他必要なこと
統括部	総務部	地域安全課	1)各班（部）の動員調整、総合連絡統制 2)本部長、副本部長等との連絡調整 3)災害対策本部の設置、開催（庶務）及び廃止 4)各班（部）との連絡調整、活動状況の取りまとめ 5)応急対策全般の調整 6)気象情報、地震情報、その他の情報収集、記録調整、伝達、提供 7)土砂災害警戒情報の受信及び指定区域への対応 8)指定避難所（福祉避難所含む）の開設決定、開設・閉鎖指示 9)避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令、警戒区域の設定 10)避難所への職員配置指示（市民対策班・避難所担当職員へ） 11)消防団の出動指示、連絡調整 12)県、警察、消防、自衛隊及び協定機関等との連絡調整、応援要請 13)記録全般 14)臨時ヘリポートの開設指示
総務対策班	総務部	総務課（主管課） 消費生活センター 人事課 市民課 交通対策課 契約検査課	1)通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧 2)災害広報（インターネット・メール等によるもの） 3)防災資機材等の提供 4)食料、生活物資等の調達 5)被災地との連絡調整 6)報道機関への協力要請、取材対応 7)被災証明書の申請受付、発行 8)災害救助法の適用及び関連事務 9)義援金の受け入れ、分配 10)復興計画の総合調整 11)被災者相談窓口の開設 12)市庁舎、通信施設等の保全管理・復旧 13)地域巡回調査及び他班の支援 14)公用車等の確保、配車 15)応急対策に係る財政措置 16)世界遺産関連資産の状況確認 17)宗像事務組合との連絡調整 18)公共施設等の利用調整 19)渡船の運航確保、渡船施設の安全管理 20)統括部の応援
建設班	都市建設部	都市計画課（主管課） 維持管理課 建設課 建築課 下水道課	1)被災建築物・宅地・家屋の被害調査、被災家屋等の応急危険度判定 2)仮設住宅の建設、入居者の選定 3)道路情報等の収集、通行規制 4)道路交通の確保 5)道路、河川上の障害物除去 6)災害応急対応、災害復旧 7)下水道及び雨水排水対策

別表2-2 宗像市水防本部の事務分担表（その2）

水防本部の事務分担（その2）

対策班(部)名	所 属	分 担 作 業
市民対策班	市民協働環境部 文化スポーツ課 郷土文化課 総合スポーツセンター 建設準備室 人権対策課 男女共同参画推進課 環境課 監査委員事務局 避難所担当職員 (各施設2名ずつ)	1)避難所開設・運営・閉鎖(避難所担当職員・班員へ指示) 2)避難誘導、支援 3)避難所への誘導 4)避難者名簿の作成 5)行方不明者名簿の作成 6)避難所への職員の配置 7)食料、生活物資等の受入調整、分配供給 8)自主防災組織(コミュニティ運営協議会、自治会等)との連絡調整 9)ボランティア団体等との連絡調整、活動支援 10)文化財の保全管理 11)遺体の火葬 12)仮設トイレの設置、し尿の処理 13)廃棄物の処理、清掃 14)がれき、障害物等の処理 15)動物の保護、収容 16)被災家屋等の消毒
健康福祉班	健康福祉部 健康課(主管課) 福祉課 介護保険課 高齢者支援課 地域包括支援センター 国保医療課 大島診療所	1)救急救護 2)避難誘導、支援 3)医療救護所の開設、支援 4)医療関係機関への協力要請、連絡調整 5)医療関係資機材の確保 6)被災者の健康管理、衛生管理 7)被災者のケア対策 8)避難行動要支援者の安全確保、安否確認、生活支援、避難対策 9)災害弔慰金の支給及び災害救援資金の貸付 10)被災者生活再建支援 11)遺体の収容、安置等受け入れ態勢準備、手配、支援
産業班	産業振興部 商工観光課(主管課) 農業振興課 水産振興課 元気な島づくり課 農業委員会事務局	1)井堰の転倒状況確認 2)農地、農業施設の被害調査 3)被災地の現地調査 4)災害応急対応・災害復旧 5)旅行者、滞在者の安全確保、避難対策 6)林地の被害調査 7)家畜等の対策 8)大島及び地島の防災対策全般・後方支援
教育子ども班	教育子ども部 教育政策課(主管課) 学校管理課 図書課 子ども育成課 子ども家庭課 発達支援センター	1)乳幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認、避難対策 2)乳幼児・児童・生徒の健康管理、衛生管理 3)応急文教対策 4)応急保育対策 5)母子等のケア対策 6)健康福祉班との連携・支援
対策担当	所 属	分 担 作 業
消防団 (水防団)	各分団及び女性消防団員	1)風水害、土砂災害、地震等への警戒 2)災害対策本部との連絡調整 3)各種情報の収集・伝達 4)消火活動 5)水防活動(応急活動、警戒、巡回パトロール) 6)救急、救助、救護活動 7)避難勧告・避難指示等の伝達、避難誘導 8)行方不明者等の捜索・救助 9)市民の安全確保 10)その他必要なこと
その他	宗像地区事務組合	1)所管施設の応急対応 2)飲料水の確保、供給 3)その他別途「災害時の連携協定」による

別表2-3 宗像市水防本部の事務分担表（その3）

水防本部の事務分担（その3）

地域巡回パトロール一覧

対策班名	パトロール担当地区
総務対策班（地域安全課除く総務部・経営企画部他）	吉武地区・赤間地区
市民対策班（市民協働環境部・監査委員事務局）	赤間西地区・河東地区
健康福祉班（健康福祉部）	自由ヶ丘地区・南郷地区
産業班（産業振興部・農業委員会事務局）	東郷地区・日の里地区・地島地区・大島地区
教育子ども班（教育子ども部）	田島地区・池野地区・岬地区・神湊地区

※地域の状況把握、情報収集を目的とし、直接的な応急対応はせず、本部への連絡を基本とする。

別表3 指定避難所

平成27年6月現在

No.	施設名	所在地	収容人員 算定面積 (m ²)	収容人員 (人)	電話番号 (0940)
1	吉武小学校	武丸 644	693	116	32-3073
2	赤間小学校	赤間1丁目 4-1	776	129	32-3029
3	赤間西小学校	土穴 633-2	718	120	33-5111
4	自由ヶ丘小学校	自由ヶ丘 918-6	616	103	33-2670
5	自由ヶ丘南小学校	朝町 1124-2	733	122	35-4020
6	河東小学校	稻元5丁目 1-2	648	108	32-2026
7	河東西小学校	樟陽台1丁目 15-7	787	131	34-1233
8	南郷小学校	原町 2110-1	663	111	36-2513
9	東郷小学校	田熊3丁目 4-1	690	115	36-2064
10	日の里東小学校	日の里4丁目 21	582	97	36-0011
11	日の里西小学校	日の里8丁目 20	646	108	36-5400
12	玄海小学校	江口 965	410	68	62-0025
13	玄海東小学校	田野 1382	479	80	62-2500
14	地島小学校	地島 428-1	334	56	62-1171
15	大島小中学校	大島 1163-1	799	133	72-2300
16	城山中学校	陵厳寺1丁目 13-1	891	149	32-3039
17	自由ヶ丘中学校	朝町 1019-4	950	158	33-3767
18	河東中学校	城西ヶ丘6丁目 15-1	946	158	33-7700
19	中央中学校	久原 244	1,082	180	36-2041
20	日の里中学校	日の里8丁目 8	994	166	36-5325
21	玄海中学校	江口 965	1,060	177	62-0135
22	吉武地区コミュニティ・センター	吉留 3519-1	367	61	32-5904
23	赤間地区コミュニティ・センター	赤間2丁目 3-1	597	100	39-7051
24	赤間西地区コミュニティ・センター	三郎丸5丁目 2-24	490	82	38-9506
25	自由ヶ丘地区コミュニティ・センター	自由ヶ丘3丁目 12-11	594	99	32-5594
26	河東地区コミュニティ・センター	須恵1丁目 4-1	490	82	35-1837
27	南郷地区コミュニティ・センター	野坂 2119-5	484	81	36-3465
28	東郷地区コミュニティ・センター	田熊6丁目 7-25	466	78	36-7711
29	池野地区コミュニティ・センター	池田 1300	307	51	62-2003
30	岬地区コミュニティ・センター	鐘崎 776-4	436	73	62-2656
31	玄海地区コミュニティ・センター	牟田尻 1601	381	64	62-1642
32	大島地区コミュニティ・センター	大島 1194-1	328	55	72-2321
33	市民体育館	稻元5丁目 2-1	2,338	390	32-1230
34	勤労者体育センター	須恵1丁目 4-1	644	107	32-1230
35	メイトム宗像(市民活動交流館)	久原 180	1,979	330	36-0311
36	宗像ユリックス	久原 400	5,459	910	37-0753
37	B&G 海洋センター	江口 965-2	746	124	62-2119
38	福岡県立宗像高校	東郷 6-7-1	2,348	391	36-2019
計			33,951	5,663	

※指定避難所は避難者を収容する建物を有する施設とし、学校は体育館、宗像ユリックスは本館、岬地区コミュニティ・センターは2階を対象とする。

また、地島小学校は施設の安全性の確認が出来次第の利用とする。

※収容人員(人) = 収容人員算定面積(m²) / 6m²

別表4 指定緊急避難場所

平成27年6月現在

No.	施設名	住所	対象とする 異常な現象の種類
1	道の駅むなかた	宗像市江口1172番地	
2	海の道むなかた館	宗像市深田588番地	
3	神湊港渡船ターミナル	宗像市神湊487番地51	
4	街道の駅赤間館	宗像市赤間4丁目1-8	
5	大島港渡船ターミナル	宗像市大島1809番地39	崖崩れ・土石流、地滑り、 地震、内水氾濫

別表5 福祉避難所

平成27年6月現在

No.	施設名	所在地	施設種別	電話番号 (0940)
1	宗像医師会介護保険老人保健施設 よつづか	田熊 5-5-6	デイケアセンター 介護老人保健施設	37-0681
2	J Aむなかたデイサービスセンターみのり	田熊 1-3-3	デイサービスセンター	36-7333
3	赤間病院	石丸 1-6-7	デイケアセンター 介護療養型医療施設	32-2206
4	小規模多機能型居宅介護 城山庵	石丸 1-3-27	小規模多機能型 居宅介護施設	33-8966
5	認知症対応型共同生活介護 城山庵	石丸 1-3-27	認知症対応型 共同生活介護施設	33-8966
6	カーサ フェリーチェ	東郷 6-5-24	地域密着型特定施設	36-7077
7	住宅型有料老人ホーム よりあいの家	武丸 917-1	デイサービスセンター	36-9816
8	ケアハウス岬	上八 762-3	地域密着型特定施設	62-7200
9	玄海はまゆう学園	江口 68	知的障害入所施設	62-3112
10	はまゆうワークセンター宗像	自由ヶ丘南 3-32	知的障害通所施設	38-0188
11	特別養護老人ホーム あかも	田久 3-11-1	介護老人福祉施設	38-9000
12	医療法人豊資会 ハイマート杏	田野 1370-2	小規模多機能型 居宅介護施設 認知症対応型 共同生活介護施設	38-7500
13	陽の枝 デイサービスセンター	上八 1928	デイサービスセンター	62-3087
14	くすの木園	用山 433-1	知的障害通所施設	37-2555
15	住宅型有料老人ホーム ライフステイむなかた	稻元 3-1-35	デイサービスセンター	35-5580
16	あいでい富地原	富地原 1361-9	デイサービスセンター	33-9001
17	緑ヶ丘学園	大井 1512-1	知的障害入所施設	37-1550
18	障害者支援施設 むなかた苑	田久 2-5-1	身体障害入所施設	35-1824
19	特別養護老人ホームむなかた	用山 471-5	介護老人福祉施設	38-3910
20	福祉センター宗寿園	稻元 5-2-2	老人福祉センター	33-2761

※福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から、応急危険度判定を受け使用に差し支えのないことを確認した施設において、福祉避難所の開設を行う。

※上記、福祉避難所については、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結済み。

別表6 各種防災協定

平成27年6月現在

避難所施設利用に関する協定書（指定避難所としての利用）

協定先	指定避難所	所在地	連絡先	協定締結日
福岡県立宗像高等学校*	宗像高等学校	東郷6-7-1	36-2019	平成25年 8月30日

*宗像高等学校とは、「災害時における一時避難場所に関する覚書（平成22年8月5日）」も締結。

災害時における一時避難場所に関する覚書

覚書先	一時避難場所	所在地	連絡先	覚書締結日
東海大学付属第五高等学校	東海大学付属第五高等学校	田久1-9-2	32-3311	平成20年 4月 1日
玄海旅館ホテル組合	みなと荘	神湊1250-66	62-2255	平成20年 8月15日
	高嘉旅館	神湊454-3	62-1221	平成20年 8月15日
	玄海ロイヤルホテル	田野1303	62-4111	平成20年 8月15日
	割烹旅館 松風荘	神湊1250-13	62-0120	平成20年 8月15日
	魚屋本店	神湊1220	62-2122	平成20年 8月15日
	国民宿舎 ひびき	鐘崎79-6	62-1288	平成20年 8月15日
	いけす割烹 玄海旅館	神湊485-7	62-0001	平成20年 8月15日
	神湊スカイホテル	神湊651-2	62-3800	平成20年 8月15日
	魚屋別館	神湊651-1	62-3355	平成20年 8月15日
	御宿 はなわらび	江口518	62-0107	平成20年 8月15日
ユーライゴルフクラブ 宗像	ユーライゴルフクラブ 宗像	牟田尻2020	62-1002	平成20年 9月19日
西日本開発株式会社 玄海ゴルフ場	西日本開発株式会社 玄海ゴルフ場	江口578-18	62-2233	平成20年 9月19日
民宿しらいし	民宿しらいし	上八848-5	62-1149	平成20年 9月26日
医療法人財団 池友会*	池友会ヘリコプター基地 (旧玄海町役場)	江口465	092- 608-0001	平成20年 2月27日
玄界環境組合	宗像清掃工場	池浦600-1	62-0505	平成22年 4月15日
宗像医師会	宗像地域医療センター (3階講堂 他)	田熊5-5-3	37-1188	平成23年 8月 1日

*医療法人財団 池友会とは、江口自治会長が「救急医療専用ヘリコプターの格納庫及び離着陸基地の設置並びに運用に関する覚書」を締結している。この覚書の中で、緊急避難場所についての記述が盛り込まれている。

災害時における燃料の供給に関する協定

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
吉井商事株式会社	宗像市深田 67-7	62-0004	平成23年6月27日
有限会社林石油	宗像市徳重 548	32-0680	平成23年6月27日
ハタエ石油株式会社	宗像市東郷 4-5-17 (宗像営業所)	37-1666	平成23年9月1日
福岡県福岡地区 L P ガス協会宗像支部	宗像市池田 1893	62-1766	平成26年9月19日

災害時における物資の供給に関する協定

協定先	所在地	連絡先	協定締結日
株式会社サンリブ	北九州市小倉北区金田1-3-33	093-591-3711	平成21年 4月 1日
ホームセンターナフコ 南宗像店	宗像市光岡105-1	0940-36-8601	平成21年 4月 1日
株式会社イズミ	広島市南区京橋町2-22	082-264-3211	平成21年 4月 1日
株式会社アースダンボール	池田 1685	62-3192	平成 24 年 11 月 28 日
日之出紙器工業株式会社	日置市伊集院町麦生田 2158 (北九州市小倉北区高浜 2-1-43)	093-521-4983 (小倉工場)	平成 24 年 12 月 21 日
宗像農業協同組合*	宗像市東郷 4-3-1	0940-36-4110	平成 27 年 1 月 19 日

*宗像農業協同組合とは、福津市を加えた3者による協定締結。

災害時における応急活動に関する協定

協定先	住所	連絡先	締結年月日
宗像建築組合	東郷 5-5-1	36-2412	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社北崎産業	日の里 2-11-8	36-2439	平成 22 年 4 月 1 日
日本國土建設業協同組合	大井 319-3	34-8787	平成 22 年 4 月 1 日
宗像建設協会	東郷 2 - 1 - 28	36-1769	平成 23 年 3 月 30 日
株式会社後藤総業	大井 319-3	34-8500	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社村山商会	王丸 335-2	36-7070	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社宗像建設	自由ヶ丘 7-10-7	33-6609	平成 22 年 4 月 1 日
福岡県土木組合連会宗像支部	富地原 2055-1	33-2678	平成 22 年 4 月 1 日
宗像市緑化協会	原町 244-1 内	37-1541	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社カネコ	田熊 4-11-20-505	36-1700	平成 25 年 6 月 14 日
株相互建設	曲 1232-8	37-2233	平成 22 年 4 月 1 日
有限会社大島組	東郷 5-6-12	36-4843	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社瀧口土木	宮田 2-18-2	36-4131	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社木村組	東郷 6-8-13	36-4836	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社真鍋組	和歌美台 1-1	36-2251	平成 22 年 4 月 1 日
有限会社カイダ	須恵 3-8-23	35-2770	平成 23 年 12 月 20 日
株式会社大島産業	富地原 1791-1	33-1558	平成 22 年 4 月 1 日
有限会社徳本組	須恵 3-8-23	32-9455	平成 22 年 4 月 1 日
宗像地区建設業協会	曲 1595-2	35-6611	平成 22 年 4 月 1 日
株黒瀬組福岡支店	鐘崎 778-2	62-1673	平成 23 年 4 月 1 日
宗像管工事協同組合	東郷 1083-3	34-0435	平成 22 年 4 月 1 日
金丸建設株式会社	村山田 739-7	36-1503	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社深田組	田島 622	62-0354	平成 22 年 4 月 1 日
新鋭工業株式会社	田熊 1-5-27	72-5568	平成 22 年 6 月 3 日
日本道路株式会社宗像出張所	武丸 2130-6	32-2096	平成 22 年 7 月 8 日
有限会社田中運輸建設	東郷 3-3-6	36-2460	平成 23 年 11 月 28 日
有限会社ティ・ユー・ディ	東郷 3-3-6	36-2977	平成 23 年 12 月 8 日
株式会社ノバック	王丸 724-4	36-3467	平成 24 年 6 月 21 日
有限会社東興工業	大井 601-12	37-0656	平成 24 年 11 月 5 日
株式会社中野組	平等寺 765-2	32-3550	平成 25 年 4 月 18 日
株式会社金石組	東郷 351-3	36-3394	平成 27 年 5 月 27 日

その他の協定

協定名	協定先	締結年月日 (最近の改正年月日)
宗像市と鞍手町との消防相互応援協定	宗像市、鞍手町	昭和 52 年 10 月 1 日 (平成 19 年 4 月 1 日)
宗像市と宮若市との消防相互応援協定	宗像市、宮若市	昭和 52 年 10 月 1 日 (平成 19 年 4 月 1 日)
宗像市と岡垣町との消防相互応援協定	宗像市、岡垣町	昭和 52 年 10 月 1 日 (平成 19 年 4 月 1 日)
遠賀・中間地域広域行政事務組合、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、宗像地区事務組合常備消防相互応援協定	遠賀・中間広域消防、宗像地区消防、直方・鞍手広域消防	昭和 54 年 6 月 1 日 (平成 19 年 7 月 10 日)
福岡県都市圏市町村消防相互協定	福岡都市圏 9 市 10 町 6 消防組合	昭和 55 年 3 月 1 日 (平成 18 年 10 月 10 日)
福岡県消防相互応援協定	県内 68 市町村及び 15 消防組合	平成元年 3 月 25 日 (平成 25 年 3 月 28 日)
携帯電話からの 119 番通報転送等に関する協定	北九州市、苅田町、中間市、遠賀郡、宗像地区	平成 10 年 3 月 25 日
災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	平成 17 年 4 月 26 日
宗像地区事務組合施設の緊急時における関係市の応援に関する協定	宗像市、福津市、宗像地区事務組合	平成 22 年 4 月 1 日
宗像市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成 23 年 6 月 28 日
災害時の医療救護活動に関する協定	財団法人宗像医師会	平成 24 年 6 月 1 日
災害に関する対策のための放送要請に関する協定	株式会社ジェイコム九州	平成 24 年 8 月 21 日
宗像市と小金井市の災害時総合支援に関する協定書	小金井市	平成 24 年 11 月 1 日
災害時における支援協力に関する協定	日本赤十字九州国際看護大学	平成 25 年 7 月 8 日
災害時における地図製品等の供給に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 26 年 8 月 21 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 26 年 8 月 21 日
災害発生時における宗像市と宗像市内郵便局の協力に関する協定	宗像市内郵便局（13 局）	平成 27 年 5 月 25 日

別表7—1 指定避難所別備蓄品リスト①

(平成27年4月1日現在)

資機材	地区名		①吉武		②赤間		③赤間西		④自由ヶ丘		⑤自由ヶ丘南	
	指定避難所名	吉武小学校	吉武コミセン	赤間小学校	城山中学校	赤間コミセン	赤間西小学校	赤間西コミセン	自由ヶ丘小学校	自由ヶ丘コミセン	自由ヶ丘南小学校	自由ヶ丘中学校
		避難所収容人数	116人	61人	129人	149人	100人	120人	82人	103人	99人	122人
発電機		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
LEDバルーン投光機		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
パック毛布(1袋10枚入り)		120	40	130	80	50	120	50	110	50	130	80
浄水機		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
マンホールトイレ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
組立てリヤカー		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
担架		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
車椅子		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
救急箱(50人用)		3	1	3	2	1	3	1	3	1	3	2
人工呼吸用携帯マスク		3	1	3	2	1	3	1	3	1	3	2
敷板ボード 避難所ボード(910×1820mm)		50	20	55	35	25	50	25	50	15	55	35
敷板ボード 連結ボード(300×910mm)		20	8	22	14	10	20	10	20	6	22	14
敷板ボード 連結金具		500	200	550	350	250	500	250	500	150	550	350
カセットコンロ(ケース付き)		2	1	2	1	1	2	1	2	1	2	1
カセットガス(3本セット)		4	2	4	2	2	4	2	4	2	4	2
やかん		2	1	2	1	1	2	1	2	1	2	1
アルファ米(白飯) (保存年限5年)		216	72	234	144	90	216	90	198	90	234	144
アルファ米(赤飯) (保存年限5年)		216	72	234	144	90	216	90	198	90	234	144
アルファ米(わかめごはん) (保存年限5年)		216	72	234	144	90	216	90	198	90	234	144
アルファ米(田舎ごはん) (保存年限5年)		216	72	234	144	90	216	90	198	90	234	144
アルファ米(白がゆ) (保存年限5年)		216	72	234	144	90	216	90	198	90	234	144
保存水(2㍑) (保存年限5年)		107	36	116	72	45	107	45	98	45	116	72
粉ミルク (保存年限1年半)		3	1	4	2	2	3	2	3	2	4	2
哺乳瓶		3	1	3	2	1	3	1	3	1	3	2
女性更衣室・授乳室用テント(ワインレッド系)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
男性更衣室用テント(モスグリーン系)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
紙おむつ(幼児用)		2	1	2	1	1	2	1	2	1	2	1
紙おむつ(大人用)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生理用品		9	3	9	6	4	9	4	8	4	9	6
マスク(子ども用)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
マスク(大人用)		3	1	3	2	1	3	1	3	1	3	2
アルコールウェットティッシュ		120	40	130	80	50	120	50	110	50	130	80
消毒液		3	1	3	2	1	3	1	3	1	3	2
トイレ用テント		4	2	6	4	2	6	2	6	2	6	4
簡易組立トイレ		4	2	6	4	2	6	2	6	2	6	4
簡易トイレ用薬剤等(100回分)		4	2	4	3	2	4	2	4	2	4	3
トイレットペーパー		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ゴミ袋		4	2	4	3	2	4	2	4	2	4	3
ロープ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
急救シート(金色外側:保温効果/銀色外側:断熱効果)		120	40	130	80	50	120	50	110	50	130	80
タオル		360	120	390	240	150	360	150	330	150	390	240
軍手		60	20	65	40	25	60	25	55	25	65	40
多機能ナイフ(ナイフ・ハサミ・ドライバー等)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
コードリール(ドラム)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
延長コード(PCタップ)		2	1	2	1	1	2	1	2	1	2	1
携帯用充電器		12	4	13	8	5	12	5	11	5	13	8
メガホン		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
懐中電灯		12	4	13	8	5	12	5	11	5	13	8
ラジオ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
LEDランタン		8	6	10	8	6	10	6	10	6	10	8
単一型乾電池(2本/組)		36	17	41	28	19	39	19	37	19	41	28
単二型乾電池(2本/組)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
単三型乾電池(2本/組)		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

別表7—2 指定避難所別備蓄品リスト②

(平成27年4月1日現在)

資機材	地区名 指定 避 難 所 名	⑥河東				⑦河東西		⑧南郷		⑨東郷			
		市民 体 育 館	河 東 小 学 校	河 東 中 学 校	河 東 コ ミ セ ン	河 東 西 小 学 校	南 郷 小 学 校	南 郷 コ ミ セ ン	東 郷 小 学 校	中 央 中 学 校	東 郷 コ ミ セ ン	宗 像 高 校	
		避難所 収容人数	390人	108人	158人	82人	131人	111人	81人	115人	180人	78人	391人
		備蓄品 基準人数	390人	60人	80人	50人	140人	120人	50人	120人	90人	40人	200人
発電機		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
LEDパルーン投光機		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
パック毛布(1袋10枚入り)		390	60	80	50	140	120	50	120	90	40	200	
浄水機		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
マンホールトイレ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
組立てリヤカー		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
担架		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
車椅子		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
救急箱(50人用)		8	2	2	1	3	3	1	3	2	1	4	
人工呼吸用携帯マスク		8	2	2	1	3	3	1	3	2	1	4	
敷板ボード 避難所ボード(910×1820mm)		165	25	35	25	60	50	25	50	40	20	15	
敷板ボード 連結ボード(300×910mm)		66	10	14	10	24	20	10	20	16	8	6	
敷板ボード 連結金具		1,650	250	350	250	600	500	250	500	400	200	150	
カセットコンロ(ケース付き)		4	1	1	1	2	2	1	2	1	1	2	
カセットガス(3本セット)		8	2	2	2	4	4	2	4	2	2	8	
やかん		4	1	1	1	2	2	1	2	1	1	2	
アルファ米(白飯) (保存年限5年)		702	108	144	90	252	216	90	216	162	72	0	
アルファ米(赤飯) (保存年限5年)		702	108	144	90	252	216	90	216	162	72	0	
アルファ米(わかめごはん) (保存年限5年)		702	108	144	90	252	216	90	216	162	72	1,800	
アルファ米(田舎ごはん) (保存年限5年)		702	108	144	90	252	216	90	216	162	72	0	
アルファ米(白がゆ) (保存年限5年)		702	108	144	90	252	216	90	216	162	72	0	
保存水(2L) (保存年限5年)		348	54	72	45	125	107	45	107	81	36	36	
粉ミルク (保存年限1年半)		10	2	2	2	4	3	2	3	3	1	8	
哺乳瓶		8	2	2	1	3	3	1	3	2	1	4	
女性更衣室・授乳室用テント(ワインレッド系)		4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	
男性更衣室用テント(モスグリーン系)		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
紙おむつ(幼児用)		4	1	1	1	2	2	1	2	1	1	4	
紙おむつ(大人用)		4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
生理用品		27	5	6	4	10	9	4	9	7	3	16	
マスク(子ども用)		4	1	1	1	2	2	1	2	1	1	4	
マスク(大人用)		8	2	2	1	3	3	1	3	2	1	4	
アルコールウェットティッシュ		390	60	80	50	140	120	50	120	90	40	200	
消毒液		8	2	2	1	3	3	1	3	2	1	4	
トイレ用テント		16	2	4	2	6	4	2	4	4	2	8	
簡易組立トイレ		16	2	4	2	6	4	2	4	4	2	8	
簡易トイレ用薬剤等(100回分)		12	2	3	2	5	4	2	4	3	2	8	
トイレットペーパー		4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
ゴミ袋		12	2	3	2	5	4	2	4	3	2	8	
ロープ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
救急シート(金色外側:保温効果／銀色外側:断熱効果)		390	60	80	50	140	120	50	120	90	40	200	
タオル		1,170	180	240	150	420	360	150	360	270	120	600	
軍手		195	30	40	25	70	60	25	60	45	20	100	
多機能ナイフ(ナイフ・ハサミ・ドライバー等)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
コードリール(ドラム)		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
延長コード(PCタップ)		7	1	1	1	2	2	1	2	2	1	4	
携帯用充電器		39	6	8	5	14	12	5	12	9	4	20	
メガホン		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
懐中電灯		39	6	8	5	14	12	5	12	9	4	20	
ラジオ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
LEDランタン		24	6	8	9	10	8	6	8	8	6	36	
単一型乾電池(2本/組)		110	21	28	24	43	36	19	36	30	17	96	
単二型乾電池(2本/組)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	12	
単三型乾電池(2本/組)		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	24	

別表7—3 指定避難所別備蓄品リスト③

(平成27年4月1日現在)

資機材	地区名 指定避難所名	⑩日の里東			⑪日の里西		⑫玄海			⑬玄海東		
		宗像ユーリックス	日の里東小学校	メイトム宗像	日の里中学校	日の里西小学校	玄海中学校	玄海小学校	玄海コミセン	玄海東小学校	池野コミセン	岬コミセン
		避難所収容人数	910人	97人	330人	166人	108人	177人	68人	64人	80人	51人
発電機		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
LEDパルーン投光機		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
バック毛布(1袋10枚入り)		910	60	170	170	60	180	40	40	80	30	40
浄水機		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
マンホールトイレ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
組立てリヤカー		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
担架		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
車椅子		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
救急箱(50人用)		20	2	4	4	2	4	1	1	2	1	1
人工呼吸用携帯マスク		20	2	4	4	2	4	1	1	2	1	1
敷板ボード 避難所ボード(910×1820mm)		350	25	75	75	25	75	20	20	35	15	20
敷板ボード 連結ボード(300×910mm)		140	10	30	30	10	30	8	8	14	6	8
敷板ボード 連結金具		3,500	250	750	750	250	750	200	200	350	150	200
カセットコンロ(ケース付き)		10	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1
カセットガス(3本セット)		20	2	4	4	2	4	2	2	2	2	2
やかん		10	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1
アルファ米(白飯) (保存年限5年)		1,638	108	306	306	108	324	72	72	144	54	72
アルファ米(赤飯) (保存年限5年)		1,638	108	306	306	108	324	72	72	144	54	72
アルファ米(わかめごはん) (保存年限5年)		1,638	108	306	306	108	324	72	72	144	54	72
アルファ米(田舎ごはん) (保存年限5年)		1,638	108	306	306	108	324	72	72	144	54	72
アルファ米(白がゆ) (保存年限5年)		1,638	108	306	306	108	324	72	72	144	54	72
保存水(20L) (保存年限5年)		810	54	152	152	54	161	36	36	72	27	36
粉ミルク (保存年限1年半)		22	2	4	4	2	5	1	1	2	1	1
哺乳瓶		19	2	4	4	2	4	1	1	2	1	1
女性更衣室・授乳室用テント(ワインレッド系)		5	2	3	3	2	3	2	2	2	2	2
男性更衣室用テント(モスグリーン系)		4	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1
紙おむつ(幼児用)		10	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1
紙おむつ(大人用)		8	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1
生理用品		62	5	12	12	5	13	3	3	6	3	3
マスク(子ども用)		10	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1
マスク(大人用)		19	2	4	4	2	4	1	1	2	1	1
アルコールウェットティッシュ		910	60	170	170	60	180	40	40	80	30	40
消毒液		19	2	4	4	2	4	1	1	2	1	1
トイレ用テント		36	2	6	6	2	8	2	2	4	2	2
簡易組立トイレ		36	2	6	6	2	8	2	2	4	2	2
簡易トイレ用薬剤等(100回分)		28	2	6	6	2	6	2	2	3	1	2
トイレットペーパー		9	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1
ゴミ袋		28	2	6	6	2	6	2	2	3	1	2
ロープ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
救急シート(金色外側:保温効果／銀色外側:断熱効果)		910	60	170	170	60	180	40	40	80	30	40
タオル		2,730	180	510	510	180	540	120	120	240	90	120
軍手		455	30	85	85	30	90	20	20	40	15	20
多機能ナイフ(ナイフ・ハサミ・ドライバー等)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
コードリール(ドラム)		9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
延長コード(PCタップ)		15	1	3	3	1	3	1	1	2	1	1
携常用充電器		91	6	17	17	6	18	4	4	8	3	4
メガホン		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
懐中電灯		91	6	17	17	6	18	4	4	8	3	4
ラジオ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
LEDランタン		46	6	12	12	6	14	6	6	8	6	6
単一型乾電池(2本/組)		259	21	52	52	21	57	17	17	28	15	17
単二型乾電池(2本/組)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
単三型乾電池(2本/組)		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

別表7—4 指定避難所別備蓄品リスト④

(平成27年4月1日現在)

資機材	地区名 指定 避 難 所 名	⑭地島 地 島 小 學 校	⑮大島		合計	
			大 島 小 中 學 校	大 島 コ ミ セ ン		
			避難所 収容人数	備蓄品 基準人数		
			56人	133人	5,432人	
発電機			60人	140人	4,310人	
LEDパルーン投光機			1	1	36	
バック毛布(1袋10枚入り)			2	2	72	
浄水機			60	140	30	4,310
マンホールトイレ			1	1	1	36
組立てリヤカー			1	1	1	36
担架			1	1	1	36
車椅子			1	1	1	36
救急箱(50人用)			2	3	1	101
人工呼吸用携帯マスク			2	3	1	101
敷板ボード 避難所ボード(910×1820mm)			25	60	15	1,760
敷板ボード 連結ボード(300×910mm)			10	24	6	704
敷板ボード 連結金具			250	600	150	17,600
カセットコンロ(ケース付き)			1	2	1	61
カセットガス(3本セット)			2	4	2	126
やかん			1	2	1	61
アルファ米(白飯) (保存年限5年)			108	252	54	7,398
アルファ米(赤飯) (保存年限5年)			108	252	54	7,398
アルファ米(わかめごはん) (保存年限5年)			108	252	54	9,198
アルファ米(田舎ごはん) (保存年限5年)			108	252	54	7,398
アルファ米(白がゆ) (保存年限5年)			108	252	54	7,398
保存水(20L) (保存年限5年)			54	125	27	3,711
粉ミルク (保存年限1年半)			2	4	1	120
哺乳びん			2	3	1	100
女性更衣室・授乳室用テント(ワインレッド系)			2	2	2	81
男性更衣室用テント(モスグリーン系)			1	1	1	45
紙おむつ(幼児用)			1	2	1	63
紙おむつ(大人用)			1	1	1	52
生理用品			5	10	3	316
マスク(子ども用)			1	2	1	58
マスク(大人用)			2	3	1	100
アルコールウェットティッシュ			60	140	30	4,310
消毒液			2	3	1	100
トイレ用テント			2	6	2	180
簡易組立トイレ			2	6	2	180
簡易トイレ用薬剤等(100回分)			2	5	1	149
トイレットペーパー			1	1	1	53
ゴミ袋			2	5	1	149
ロープ			1	1	1	36
救急シート(金色外側:保温効果/銀色外側:断熱効果)			60	140	30	4,310
タオル			180	420	90	12,930
軍手			30	70	15	2,155
多機能ナイフ(ナイフ・ハサミ・ドライバー等)			1	1	1	36
コードリール(ドラム)			1	1	1	49
延長コード(PCタップ)			1	2	1	76
携常用充電器			6	14	3	431
メガホン			2	2	2	72
懐中電灯			6	14	3	431
ラジオ			1	1	1	36
LEDランタン			6	10	6	367
単一型乾電池(2本/組)			21	43	15	1,419
単二型乾電池(2本/組)			3	3	3	117
単三型乾電池(2本/組)			6	6	6	234

別紙5 指定避難所別備蓄品リスト

■指定避難所における災害備蓄品の整備基準について

…市内38か所の指定避難所のうち、36か所の指定避難所に災害備蓄品を整備する。その整備基準については以下のとおり。

指定避難所の災害備蓄品は小学校区毎（15校区）に1箇所以上は避難所収容人数分を備蓄品として整備。【】内は該当小学校区の備蓄品基準人数。

その他の指定避難所（　　）内は、原則収容人数の約50%分を基準人数として整備。

- ① 吉武小学校区 【160人】 → 吉武小学校（吉武コミセン）
- ② 赤間小学校区 【260人】 → 赤間小学校（城山中学校、赤間コミセン）
- ③ 赤間西小学校区 【170人】 → 赤間西小学校（赤間西コミセン）
- ④ 自由ヶ丘小学校区 【160人】 → 自由ヶ丘小学校（自由ヶ丘コミセン）
- ⑤ 自由ヶ丘南小学校区 【210人】 → 自由ヶ丘南小学校（自由ヶ丘中学校）
- ⑥ 河東小学校区 【580人】 → 市民体育館（河東小学校、河東中学校、河東コミセン）

※勤労者体育センターについては、河東小学校区は指定避難所が多く、また河東コミセンと隣接するため、備蓄品を整備しない。

- ⑦ 河東西小学校区 【140人】 → 河東西小学校
- ⑧ 南郷小学校区 【170人】 → 南郷小学校（南郷コミセン）
- ⑨ 東郷小学校区 【450人】 → 東郷小学校（中央中学校、東郷コミセン、宗像高校）
- ⑩ 日の里東小学校区 【1,140人】 → 宗像ユリックス（日の里東小学校、メイトム宗像）
- ⑪ 日の里西小学校区 【230人】 → 日の里中学校（日の里西小学校）
- ⑫ 玄海小学校区 【260人】 → 玄海中学校（玄海小学校、玄海コミセン）

※B&G海洋センターについては、玄海中学校及び玄海小学校と隣接するため、備蓄品を整備しない。

- ⑬ 玄海東小学校区 【150人】 → 玄海東小学校（池野コミセン、岬コミセン）
- ⑭ 地島小学校区 【60人】 → 地島小学校
- ⑮ 大島小学校区 【170人】 → 大島小・中学校（大島コミセン）

別表8 宗像市消防団役員名簿

平成27年6月現在

消防団員数：628人（うち女性団員26人）【担当地区は「宗像市消防団の組織等に関する規則」より】

階 級	氏 名	担 当 地 区
団 長	吉武 大作	
副 団 長	熊谷 浩文	
副 団 長	松本 真誠	
分 団 長	第1分団長 伊賀 信幸	山附、安ノ倉、吉留、中ノ尾、向口、城南ヶ丘、武本、久戸
	第2分団長 合島 寿樹	赤間、石丸、富地原、名残、徳重、葉山、緑町、桜、広陵台（一丁目～五丁目）、マンション赤間一区、桜美台
	第3分団長 花田 裕二	田久、陵厳寺、三郎丸団地、栄町、三郎丸、土穴、城ヶ谷、赤間ヶ丘一区、赤間ヶ丘二区、城山、大谷、泉ヶ丘一丁目、泉ヶ丘二丁目、アーサー赤間駅前、アンピール赤間駅前
	第4分団長 吉田 智哉	自由ヶ丘第一区会、自由ヶ丘第二区会、自由ヶ丘第三区会、自由ヶ丘南第一区会、自由ヶ丘南第二区会、自由ヶ丘南第三区会、自由ヶ丘南第四区会、青葉台一丁目、青葉台二丁目
	第5分団長 小西 誠次	平等寺、畠、本村、横山、須恵、稻元、河東、福崎、池浦、ひかりヶ丘、城西ヶ丘、平原、中央台、天平台、樟陽台、くりえいと、ひかりヶ丘入口
	第6分団長 大和 正晴	昼掛、朝町、野坂、大穂町、大穂、宮田、朝野
	第7分団長 衣笠 孝征	王丸、光岡、原町、曲、後曲、東旭ヶ丘
	第8分団長 古野 悟	久原、東郷村、東郷町、大井、三倉、大井南
	第9分団長 力丸 泰典	田熊町、田熊、平井、用山、釈迦院、村山田、大井台、和歌美台
	第10分団長 深町 政人	日の里（一丁目～九丁目）、目の里公団住宅（一区～三区）
	第11分団長 岩佐 和良	多礼、田島、深田、牟田尻、山ノ上、吉田、荒開、五月ヶ丘
	第12分団長 松本 章	下東、上中、段天、江口、神原、泊、豊岡
	第13分団長 篠原 泰久	池田一、池田二、池田三、田野一、田野二、桜町、大王寺ニュータウン、玄海ニュータウン、公園通り、下大・南ヶ浦
	第14分団長 大森 剛	上八一、上八二、上八三、西町、中町、北町、千代川、祓川、京泊東、京泊西
	第15分団長 福崎 正治	大島（宮崎、東、堂ノ前、町、西、谷）
	第16分団長 遠藤 三保	大島（宮崎、東、堂ノ前、町、西、谷）
	合同分団長※ 井上 康幸	市内全域

※市役所・県総合庁舎合同分団（機能別消防団）。なお、市役所及び県総合庁舎職員等によって組織される合同分団は、水防本部等設置時は市職員等として水防活動に従事する。

宗像市職員の心得

「宗像市職員の心得」は、市内で災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合に、速やかに所定の配置につき、迅速な対応がとれるように、市職員が心掛けるものです。

(1) 災害はいつでも発生する。

災害はいつ発生するかわかりません。言い換えれば「災害はいつでも発生する」と心得て、日頃から心と物の準備をしっかりととしておきましょう。

(2) 自主的に参集する。

災害が発生し、その災害が「配備体制の基準」に定める事項に該当することを知ったとき、または該当することが推定されたときは、自主的に定められた場所に参集しましょう。

(3) 職員は情報収集の責任者

参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告しましょう。

(4) 参集場所までの安全なルートを事前に把握しておきましょう。

水害時には浸水等により、車も人も通行できない道路や車の渋滞でほとんど動けない場合があります。このため、自宅から参集場所までの安全なルートを事前に把握しておきましょう。

(5) 被災地調査の市民への対応

市民あるいは被災者等からの通報により、被災地を調査するにあたっては、市職員としての自覚を持って、相手の立場にたった行動を心掛けましょう。

別紙2 宗像市水防協議会設置条例

平成15年4月1日
条例第15号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、宗像市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平22条例1・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は会長、副会長1人及び委員24人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防に関する団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第1号に規定する委員の任期は、当該職にある期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、特別の事由があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを解職することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは副会長が、副会長に事故があるときは会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(平19条例3・一部改正)

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部地域安全課において処理する。

(平22条例29・平成27条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月27日条例第29号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月23日条例第1号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別紙3 宗像市水防協議会委員名簿

平成27年6月3日現在

●会長

宗像市長 谷井博美

●副会長

宗像市副市長 久芳昭文

●委員

1 関係行政機関の職員（3人）

宗像警察署長
北九州県土整備事務所宗像支所長
宗像地区消防本部消防長

毛利誠治
右田隆雄
門脇豊

2 水防に關係のある団体の代表者（2人）

宗像市消防団長
宗像漁業協同組合代表理事組合長

吉武大作
中村忠彦

3 知識経験を有する者（17人）

吉武地区コミュニティ運営協議会会长
赤間地区コミュニティ運営協議会会长
赤間西地区コミュニティ運営協議会会长
自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会会长
河東地区コミュニティ運営協議会会长
南郷地区コミュニティ運営協議会会长
東郷地区コミュニティ運営協議会会长
日の里地区コミュニティ運営協議会会长
玄海地区コミュニティ運営協議会会长
池野地区コミュニティ運営協議会会长
岬地区コミュニティ運営協議会会长
大島地区コミュニティ運営協議会会长
宗像市食生活改善推進会会长
むなかた男女共同参画協議会
むなかた男女共同参画協議会
むなかた男女共同参画協議会
宗像市消防団女性班長

木村健次
木飛鷹修
木濱田正己
木宮蘭治
木石重俊
木児二三生
木嶋勝則
木水志祐
木今川耐史
木海正史
木早原貢
木上川口
木今川泰
木海出川
木早原勝
木上川耐
木今川正
木木原貢
木木原實
木木原良子
木木嶋洋子
木木嶋久子
木木嶋浩子
木藤原美穂
木伊賀美穂

●宗像市水防本部関係者

総務部長
都市戦略室長
経営企画部長
都市建設部長
市民協働環境部長
健康福祉部長
産業振興部長
教育子ども部長
維持管理課長

石河豊幸
石河幸也
石河中和久
石河広和
石河藤常喜
石河康祐
石河崎治
石河福祐之
石河柴常之
石河三好
石河高橋康
石河高橋勇
石河伊賀次
石河上康幸

宗像市水防計画

－平成27年度－

編集・発行 宗像市水防協議会
事務局 宗像市総務部地域安全課
〒811-3492
福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
TEL 0940-36-5050
FAX 0940-37-1242